

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第3期）」（平成29年3月）のポイント及びその後の状況

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

＜第3期取りまとめのポイント＞

（1）登録政治資金監査人の登録

- 政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると考えられるものの、近年登録抹消者数が増加傾向にあることや、登録者数全体の4割以上が60代以上であること、登録政治資金監査人の地域的な偏在が依然として見られること等を踏まえ、関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、引き続き周知・広報に取り組んでいくことが適当。
- 特に、地域的偏在については、現在のところ政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来す状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人の高齢化による引退等の可能性も考慮すると、登録者の絶対数が少ない地域において重点的に周知・広報に取り組んでいくことが必要。

（2）政治資金監査に関する研修の実施

- 登録時研修については、受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施という観点から、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式による研修の実施を継続していくことが適当。また、登録政治資金監査人の地域的偏在については、政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来すような状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域については、今後の安定的な運用を図る観点から、当該地域の状況を注視しつつ、登録時研修の実施を検討。
- フォローアップ研修については、今後も継続的に実施していくことが適当。また、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ研修の重要性に鑑みると、これまで以上に登録政治資金監査人のニーズに応じたものとするべきであり、引き続き受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が参加の機会を得られるよう配慮することが適当。

【第4期の状況】

（1）登録政治資金監査人の登録について

①政治資金監査制度の概要等について

- ・関係士業団体が主催する研修の場等を通じて、政治資金監査制度の概要等を説明・周知。
- ・平成29年度には登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の関係士業団体に対し、登録政治資金監査人への登録促進及び研修参加に係る協力を依頼。

②政治資金規正法施行規則の改正（登録申請書類の変更）に伴い、改正関係資料及び制度周知用リーフレットを作成・配布

- ・総務省行政評価局より、申請手続等における申請者の負担軽減を図る観点から、各省に対して改善措置に関する勧告が行われ、登録政治資金監査人の登録については「戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある」とされた。
- ・当該勧告を受け、平成30年2月、政治資金規正法施行規則の改正が行われ、登録政治資金監査人の登録申請書類として、戸籍の抄本に代えて本籍の記載のある住民票の写しを提出することとされた。
- ・また、当該勧告を踏まえ、当委員会において、登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの、登録申請書の添付書類の取扱いを決定。旧姓等の使用を希望する者の利便に供するため、戸籍の抄本以外の書面も内容により認める対応とした。
- ・同規則改正に係る関係資料及び制度周知用リーフレットについて、当委員会のホームページへの掲載のほか、平成30年2月及び5月、関係士業団体に送付し、改正内容をはじめ、政治資金監査制度についても広く周知を依頼。

(2) 政治資金監査に関する研修（登録時研修）等の実施について

①登録時研修等を全国各地で集合方式により実施（追加分を含む）

<登録時研修実績>

- ・平成29年度：20回、115人
- ・平成30年度：21回、129人

<フォローアップ研修実績>

- ・平成29年度：20回、再受講研修242人、実務向上研修1,133人
- ・平成30年度：21回、再受講研修155人、実務向上研修1,023人

<実務向上研修の受講経験者数>

- ・平成26年を境に、実務向上研修の受講経験者数が未受講者数を上回っており、第4期においても登録時研修修了者数の半数以上が受講済。
(平成29年12月末)2,546人(登録時研修修了者(4,820人)の52.8%)
(平成30年12月末)2,621人(登録時研修修了者(4,925人)の53.2%)

②登録政治資金監査人の希望に基づいて、個別研修（登録時研修）を実施

- ・平成29年度：62回、62人
- ・平成30年度：42回、42人

③登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い高知県において登録時研修等を実施

- ・平成29年度：高知市（6月23日実施） 登録時研修4人（フォローアップ研修は再受講研修2人、実務向上研修18人）

<参考>登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数（※）
高知県：2.22、全国平均：0.89

$$\begin{aligned} & \text{※ 登録政治資金監査人1人の当たり国会議員関係政治団体数} \\ & = \frac{\text{国会議員関係政治団体数（平成29年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む）}}{\text{登録政治資金監査人数（平成30年度末現在）}} \end{aligned}$$

④登録政治資金監査人からのニーズに応え、研修受講機会の充実を図るため、政治資金監査の実施期間において追加でフォローアップ研修等を実施

- ・研修への参加状況等を踏まえ、登録政治資金監査人数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市においてフォローアップ研修等の日程を追加。
- ・平成29年度：東京（1月29日、3月26日実施）、再受講研修26人、実務向上研修119人、登録時研修11人
- ・平成30年度：東京（1月30日、3月20日実施）及び大阪（3月28日実施）、再受講研修33人、実務向上研修199人、登録時研修36人

⑤研修開催時期等の検討

- ・平成30年度において、研修開催時期、研修内容（実務向上研修）等をよりニーズに沿ったものとするため、フォローアップ研修参加者アンケート等を踏まえて検討。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

<第3期取りまとめのポイント>

(1) 政治資金監査マニュアルについて

- 平成25年6月の改定以降の制度改正の反映を図る観点から、平成28年3月に政治資金監査マニュアルを改定（業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映のほか、政治資金監査報告書記載例の注書きの追加など政治資金監査マニュアルの記載の趣旨の明確化）。
- 政治資金監査マニュアルの内容については、フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について

- 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」等の充実等を行っていくことが適当。

【第4期の状況】

(1) 政治資金監査マニュアルについて

○フォローアップ研修等の場を通じて、政治資金監査マニュアルの内容を改めて周知

- ・フォローアップ研修等において、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」に沿った詳細な解説等により、平成28年3月に行った改定の内容も含めて、政治資金監査マニュアルの内容を改めて周知。
- ・特に、平成30年度の実務向上研修においては、適確な政治資金監査を行うため、政治資金監査マニュアルを確認することを改めて注意喚起。

(2) 「政治資金監査に関するQ & A」等について

○登録政治資金監査人からの質問等を踏まえ、Q & Aを追加

- ・平成29年度に「所得税等を徴収（天引き）した場合の会計帳簿の記載方法」、平成30年度に「海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法」等を「政治資金監査に関するQ & A」へ追加。
- ・追加したQ & Aの概要等については、当委員会ホームページやフォローアップ研修資料への掲載のほか、同研修での解説等を通じて周知。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～

＜第3期取りまとめのポイント＞

(1) フォローアップ研修について

○今後もフォローアップ研修を継続的に実施していくとともに、政治資金監査の質の向上に寄与するものとなっているか、また、継続的に参加している受講者にとって有意義なものであるかといった観点から、特に実務向上研修について、引き続き内容の充実を図っていくことが適当。

○いまだ半数弱の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度もフォローアップ研修（実務向上研修）に参加したことがないという状況等を踏まえ、未受講者に対しても参加への働きかけを継続していくなど、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとしていくことが適当。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なもの。

○本取組の重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図っていくため、当面は本取組を継続して実施することが適当であり、実施に当たっては、都道府県選管等の事務負担にも配慮しつつ、今後、取組の結果等を踏まえながら進めていくことが適当。

【第4期の状況】

(1) フォローアップ研修について

① フォローアップ研修（実務向上研修）内容の充実

- ・平成29年度の研修では、「政治資金監査のポイント」について、より詳細に解説するとともに、個別の指導・助言の取組によって明らかになった政治資金監査における誤りの事例について、研修資料上で強調して表記する等により、政治資金監査で誤りやすい事項等を注意喚起。また、演習問題については、事例を踏まえ、事例演習の設問をより詳細なものとするなど、内容の充実を図った。
- ・平成30年度の研修では、平成29年度の解説に加え、個別の指導・助言の取組によって明らかになった誤りの事例を具体的に図示すること等により、政治資金監査で誤りやすい事項等について重点的に注意喚起。また、書面監査における確認事項に係るフロー図を新たに示したほか、演習問題についても出題数を増やすなど、より一層内容の充実を図った。

② フォローアップ研修への参加の促進

- ・前記1(2)④のとおり、研修受講機会の充実を図るため、政治資金監査の実施期間に追加でフォローアップ研修を実施。その実施に当たっては、すべての登録政治資金監査人に周知することにより、当該研修への参加を促進。
- ・平成29年度及び平成30年度において、翌年度のフォローアップ研修日程等を登録政治資金監査人に周知する際、研修未受講者への積極的な参加の呼びかけを実施。

(2) 個別の指導及び助言について

① 平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組

- ・都道府県選挙管理委員会等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人（46人）に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- ・平成29年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても引き続き本取組を継続して行うことを決定。

	個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録の政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書に係るもの	14人	30件 (1.1%)
	イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	38人	45件 (1.6%)
総計		52人	75件
純計		46人	71件 (2.6%)

(注)

- ・上記の内訳は、平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分収支報告書(定期分)の件数 (2,734件)}} \right)$$

②平成29年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組

- ・平成28年分の収支報告書(定期分)に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人(46人)に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- ・平成30年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についても引き続き本取組を継続して行うことを決定。

	個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録の政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書に係るもの	9人	10件 (0.4%)
	イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	40人	45件 (1.6%)
総計		49人	55件
純計		46人	52件 (1.9%)

(注)

- ・上記の内訳は、平成29年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。

- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分収支報告書（定期分）の件数（2,797件）}} \right)$$

③個別の指導・助言の対象者への研修参加呼びかけ、取組結果の周知

- ・平成28年分及び平成29年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の対象者に対して、前記1（2）④の追加のフォローアップ研修への積極的な参加呼びかけを実施。
- ・個別の指導・助言の取組結果については、すべての登録政治資金監査人、関係士業団体、都道府県選管に対して周知。